

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、鈴木博郎学校教育課長が欠席のため、松木恵美子学校教育課補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

それでは、順次ご指名いたします。

赤間泰広議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位11番、議席番号10番、赤間泰広議員。

(10番赤間泰広議員登壇)

○**10番 赤間泰広議員** おはようございます。

公明党の赤間泰広でございます。

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

公明党がかねてから強く訴えてまいりました生活困窮者自立支援制度が4月から施行されました。生活する上でさまざまな困難を抱える人

を地域で自立して生活できるように、主体性を尊重しながら相談、支援する制度であります。どのようにこちらから手を差し伸べるかが課題であります。そのためにきめ細かな制度の周知が重要と考えます。当市ではどのように周知されているかお尋ねいたします。

さて、長井市において例外なくふえ続ける生活保護費の圧縮を図っていくための支援制度でもあり、間接的には生活保護世帯にさせないための支援制度でもあります。生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものと定義されております。このような状態に陥っている困窮者は、窓口をつくれれば相談に訪れるというものではありません。特に経済面だけでなく社会的に孤立している人などは、相談に来られないといったケースも珍しくないという分析もございませぬ。

したがいまして、行政が窓口をつくって対応するだけでなく、町内会を初めとした地域住民との連携なども視野に入れて、地域包括ケアシステム等と連動した取り組みも検討いただき、対象者の把握と支援体制をしていくことを強く要望いたします。

また、任意事業に規定されております相談受け付け後の出口戦略として、就労準備支援事業と家計相談支援事業の実施はどのようにされているかお尋ねいたします。

また、生活困窮世帯にいる子供のことでありますが、経済的負担の援助だけでなく、勉強を見てやるなどの学習支援事業なども提言させていただきたいと思ひます。

事業内容によっては4分の3、3分の2、2分の1の国庫補助金が充当されることになっておりますので、ぜひ検討いただき、長井市の実情を検証しながら効果的な取り組みをお願いいたします。

昨年、千葉県銚子市で起きた痛ましい事件を

通じて痛感する自立相談支援事業の充実の必要性についてご紹介させていただきたいと思いません。

6月12日、生活に困窮して家賃を滞納し、県営住宅から強制退去させられる当日、中学2年の一人娘を殺害したとして起訴された母親の裁判判決が千葉地裁で言い渡されました。この事件が起きたのは昨年9月です。報道では別れた夫の借金を抱え、娘の制服を買うために闇金融にも手を出し、健康保険の担当部局ではこの親子の窮状を把握していたけれども、生活保護の担当部局と情報共有されておらず、生活保護の窓口で母親が来たときには、一般的な制度の説明だけしかありませんでした。

また、県営住宅であったこともあり、千葉県と銚子市との連携も不十分であったと伺いました。まさに制度と制度のはざまの問題です。幾つかの行政部署と接触があつて、窮状を把握することができた可能性があつたのに、救えなかったというのは本当に残念でなりません。

今回の事件を受け、国土交通省は昨年11月、公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等において、公営住宅のある市区町村と綿密な連携を図りつつ、生活保護を初めとする居住安定のための支援策の情報提供や助言等を行うなど、特段の配慮を要請する事務連絡を各都道府県住宅主務部長宛てに発送しております。

厚生労働省においては、ブロックごとの地方自治体担当職員向けの説明会が実施され、その中で今回の事件へどう対応すべきだったのか等、事件の教訓から必要な対応を取りまとめた資料が配付されております。恐らく長井市においても県の担当部局から連絡があつたものと思いません。

今回の事件のように切迫した状況であるにもかかわらず、助けてと声を出せない方はたくさんいます。相談する先もなく、混乱し、思い詰めてしまい、今回のように最悪の状況に至って

しまう場合があります。だからこそ生活困窮者自立支援制度においては、行政は待ちの姿勢ではなく、より積極的に支援を届けるという、いわゆる伴走型の支援が必要であります。

つまり、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業は、相談窓口を設置で終わるものではなく、困窮されている本人の立場に立ち、ときに本人を代弁して関係機関と積極的に調整する役割を担い、必要な支援までつなげ、たらい回しを防ぐ、これが求められているのであります。

支援や体制整備のおくれが命にかかわるようなことになってはなりません。生活困窮者自立支援法が施行した限りは、絶対にこのような痛ましい事件を二度と起こさないよう、こうした決意で私も全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、女性活躍推進法についてであります。

この法律は、女性の輝く社会づくりを目指し、公明党が実現を訴えてきた女性活躍推進法が先月28日の参院本会議で与野党の賛成多数で可決、成立しました。

あらゆる分野で女性の力を最大限に発揮できるようにすることは、活力ある社会の実現に不可欠であります。同法は働くことを希望する女性を応援するもので、そのための社会環境を整備します。政府は2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%に拡大する目標を掲げています。そこで同法では、自治体や301人以上の従業員がいる企業は女性の採用率や管理職の登用率など数値目標を設定し、公表することなどを義務づけました。

また、政府が定める行動計画策定指針には、マタニティーハラスメント、妊娠や出産を理由とする不利益の要因となり得る職場での性別役割分担意識の見直しなど、職場風土の改革に関する取り組みも盛り込まれ、特に女性が非正規労働者の7割、雇用全体の4分の1を占める現

状を踏まえ、短時間労働者の雇用環境の改善に関するガイドラインを策定するなど、処遇改善への取り組みが急がれます。

当長井市ではどのように計画、対応されていられるのかお尋ねいたします。

次に、通学路の安全対策についてであります。

昨今、通学路や一般道路において痛ましい事故がテレビ、新聞等で毎日のように報道されております。何か本当に異常な状態であります。一事が万事ということわざがあります。小さなことがやがて大きな事故へとつながっていくものであります。子供たちを、市民を守るため、安全のために一つ一つ小さなところでもおかしなところ、まずいところ、異常なところを潰していかなければなりません。

2カ月ほど前、市民の方より通学路における横断歩道が消えかかっているから直してほしい旨のお話を受け、早速建設課に話し、対応をお願いしたところであります。恐らく学校に対しても市役所の市民課や建設課などにもお話が入っていると思われまます。通学路の安全対策について学校、PTA、教育委員会ではどのような取り組みがなされているか、教育長にお尋ねいたします。

横断歩道の管理は県の公安委員会であり、長井市当局の管轄でないことは十分承知しておりますが、市民の皆様からすれば県も市もないわけであります。話があったのは学校で教育委員会であり、また市の行政であります。関係部署との横の連携はどのようになっているのかお尋ねいたします。

私たちの身の回りに管轄違いという見えない壁が多数あります。市民にとって、県民にとって、そして国民にとって幸せに感じ、安心に暮らせる行政であってほしいと念願し、壇上より質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** おはようございます。

赤間議員からいただきました3つのご質問に順次お答えいたします。

まず最初に、生活困窮者自立支援制度についてのご質問でございます。

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法により、福祉事務所を設置している自治体は生活困窮者自立相談支援事業と生活困窮者住宅確保給付金支給の実施が必須事業と規定されておりまして、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第二のセーフティーネットを拡充し、包括的な支援体制を創設するものとされておりまます。

長井市では、これまで実施しております離職等により経済的に困窮し、住居を失った者またはそのおそれがある者に対して給付する住居確保給付金に加えまして、自立相談支援事業を実施しているところでございます。

この自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受けて、まず1点目としては生活困窮者の抱えている課題を評価、分析して、そのニーズを把握すること。2点目は、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定すること。そして3点目は、自立支援計画に基づく各種支援が総括的に行われるよう、関係機関と連絡調整するものでございます。

生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口は、委託先であります長井市社会福祉協議会にございます。引き続き生活困窮者の相談については、福祉あんしん課で受け付けております。生活困窮者の相談窓口がふえたこととなります。市民の皆様への周知につきましては、7月に委託先の社会福祉協議会で発行している社会福祉協議会だよりに、制度に関する記事を掲載して、市内全戸に配布するとともに、民生委員・児童委員協議会の総会や各地区協議会定例会等々で制度について説明、周知を行い、周知を図ってい

るところでございます。

次に、この項の対象者の把握と支援体制についてでございますけれども、生活困窮者自立支援法で対象となる方は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方とされておりますが、生活保護と違い、自立相談支援事業においては所得、資産の要件はありませんので、幅広く相談に応じるとともに、生活困窮者の中には社会とのつながりが薄れ、みずから相談することができない方もいらっしゃる、民生委員・児童委員や地域の皆様からの情報により生活困窮者宅を訪問するなど、対象者の把握により早期支援につなげるとともに、対象者への継続した訪問、助言、指導を行っております。

また、市役所庁内においては健康保険、それから介護保険、各種の税、住宅等の担当課である市民課、税務課、建設課、福祉あんしん課等が連携を持ち、情報の共有化を図りながらワンストップで生活困窮者に寄り添う対応を実施しております。

なお、平成26年度に福祉あんしん課で受けた相談件数は66件ございまして、うち25件が生活保護の申請に至り、18件が生活保護開始になっております。平成27年度に入り、生活困窮者自立支援事業が施行されたわけでございますが、その実績は4月から7月までの4カ月で14件ございまして、福祉あんしん課で受けた相談件数は24件で、うち13件が生活保護の申請に至っているところでございます。

この項の最後でございますが、相談受け付け後の出口戦略としての就労準備事業と家計相談事業の実施はどうされているかというお尋ねでございますが、就労準備事業につきましては、日常生活支援として生活習慣形成のための指導や訓練、また社会生活支援といたしまして就労体験の場の提供、就労自立支援として一般雇用への就職活動に向けた技法、知識の習得等の支

援を行うものとされておまして、直ちに一般就労を目指すことが困難な方に対しましては、支援つきの就労の機会の提供を行う就労訓練事業の実施が必要とされております。就労訓練事業は、県の認定を受けることとされておまして、置賜地区で受け皿となる事業所は米沢市のNPOのみであるため、地理的に問題があるため実施を見送っております。生活困窮者自立支援事業の委託先である社会福祉協議会に配置されました就労支援員や福祉あんしん課に配置しております被保護者就労支援員が履歴書作成、面接等の助言、指導やハローワークに同行するなどの支援に加えて、ハローワーク等の関連機関と置賜地域生活保護受給者等自立促進事業協議会というのがあるんですが、こちらで情報の共有を図りながら連携をとり、一体的な就労支援を行っているところでございます。

また、家計相談の事業につきましては、支援相談員が個別に生活指導を行い、家計管理に関する支援や滞納の解消や債務整理に関する援助を行うとともに、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金等の貸し付けについても助言、指導を行っております。

議員がおっしゃるように、貧困の連鎖防止のために行う生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業につきましては、今後十分な検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、大きなご質問の2点目、女性活躍推進法についてお答え申し上げます。

議員からは市として今後どのように対応されていくのかと。特に8月28日に成立した女性活躍推進法について、女性管理職の割合に数値目標の設定など義務づけておりますが、長井市はどのように対応していくかというようなお尋ねでございます。

女性が働きやすい社会を構築するため、長井市では平成14年12月に長井市男女共同参画推進

条例を施行いたしましたして、平成18年3月には長井市男女共同参画基本計画を策定、平成25年度には第2次基本計画を策定いたしました。また、ことし2月にはこの計画を着実にかつ具体的に推進するため、平成30年度を目標年次とし、各分野における目標値を設定した前期実施計画を策定したところでございます。

ご質問の女性の管理職への登用については、産業団体、地域各種団体等の役員への女性登用拡大の推進を図るとともに、市においても管理職への女性職員登用の推進を図ることとしております。

長井市では現在のところ、職員採用の年齢構成などもあり、女性管理職割合の数値目標を示すまでには至っておりませんが、特に50代の事務職がもうほとんどいっしょらないというような状況でございまして、これは過去40年前ぐらいから、主に市の職員は男性中心に採用してきた経過がございまして、したがって、この議場に出席している説明吏員も管理職がほとんど男性だということを見ていただいてもわかるように、残念ながらそういう状況ではございますが、今後10年後ぐらいには徐々にふやして、できるだけ3割に近づけたいというふうに考えているところでございます。

一方で、市のほうの審議会等における女性委員の割合については、平成30年度までに目標値である33.3%、3分の1を目指すこととしておりますが、平成25年度の状況で30.0%ということではございまして、この数字は県内の13市ではトップのようではございます。女性の社会参画を促し、多様な考え方を生かす社会を築くため、長井市のさまざまな分野での男女の定数について均等を図るためのポジティブアクション、男女共同参画に係る講座やイベント展の開催等による啓発運動を今後とも積極的に推進してまいりたいと思っております。

続きまして、3点目の通学路の安全対策につ

いてでございます。私のほうからは、特に横断歩道の維持、管理はどのようにされているかということについてお答えを申し上げます。

横断歩道は山形県警察本部と山形県公安委員会の所管でございまして、これは議員のご指摘のとおりでございます。横断歩道で問題点が見つければ、具体的な場所を上げて、その都度、長井警察署を通じて県警本部や県公安委員会へ要望しているところでございます。現在、警察とは密接な良好な関係を築いておりまして、警察側も市や市民の要望に応じて頑張っておりまして、感謝しているところでございます。

ご指摘の件につきましては、折に触れて警察側にお話をし、改善をお願いしていきたいと考えます。なお、市民課からの情報によれば、横断歩道は市内に40カ所ほどございまして、全ての点検を終えまして、白線の薄かったところが見つかった60カ所ほどが9月末まで補修される見込みでありますことを申し添えたいというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 加藤芳秀教育長。

○**加藤芳秀教育長** 私からは、通学路の安全対策について、その対応について回答申し上げます。

大きく分けて次の3点からお答えいたします。1つは、市全体での対応、2つ目が各学校での対応、3つ目が安全指導面からの対応ということでお話しさせていただきます。

1つ目の市全体での対応について申し上げます。

昨年度、これまで以上に関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っていくことを目的に、長井市通学路交通安全プログラムを策定いたしました。通学路の安全確保に向けた具体的な取り組み、これまでの点検箇所の対策状況等をプログラムに記載してございます。ことしの7月にはプロ

グラムに基づいて長井市通学路安全推進会議を開催いたしました。メンバー構成は、長井地区交通安全協会、長井警察署交通課、置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課、PTA代表として長井市PTA連合会長、各小・中学校代表、市民課、建設課、教育委員会学校教育課のメンバーでございます。

会議では、長井市通学路交通安全プログラムの周知、確認、各学校から報告された危険箇所等の確認を行いました。また、危険箇所の報告をもとに、今年度の合同点検箇所を決定いたしました。さらには出席者から通学路の安全点検や安全確保に関する要望、意見を出していただきました。今年度の合同点検は7月に致芳地区、西根地区、伊佐沢地区で実施いたしました。それぞれの交通安全協会支部長様の協力もいただいたところです。報告のあった危険箇所を中心に点検し、対策案と担当の検討、確認を行いました。現在、各担当が検討した対策を進めているところでございます。通学路合同点検の結果及び対策については、長井市交通安全推進協議会において報告してございます。関係機関との連携を進めるために、より多くの方に点検結果を報告しているところであります。

また、こども110番連絡所の協力も求めています。当初は声かけ事案等の防犯的な意味合いの強かった連絡所ではありますが、近年は登下校時の幅広い安全確保についてもお願いをしているところでございます。毎年1回、市が主催してのこども110番連絡所研修会を実施しております。子供たちの安全・安心な生活のために講話や情報提供等を行い、研修を行っているところであります。今年度も当研修会については8月に実施いたしました。

以上が市全体での通学路にかかわる安全対応ということになります。

次に、2つ目の各学校における対応について申し上げます。

まず、各学校では新年度の4月当初と冬、さらには一斉下校の際に下校指導及び通学路点検を実施しております。ここで気づいた点については教職員で共通理解を図り、その後の安全指導、安全対策に生かしております。春の段階での通学路点検の報告が教育委員会へ上がってくることとなります。また、危険箇所マップの作成、PTAとの協力による看板設置なども行っている学校もございます。さらには地域の方の協力による見守り隊も組織し、特に児童の安全な下校のためにご尽力いただいているところでございます。先ほど申しあげましたこども110番連絡所の方を訪問し、場所の確認、依頼をしている学校もございます。

続いて、3つ目の安全指導面について申し上げます。

各学校では4月に交通安全教室を実施しております。小学3年生以上は自転車教室を行い、安全な乗り方等について学習を行っています。学年行事等でも計画し、保護者と一緒に実施している学校もございます。もちろん日々の交通安全指導も大切にしております。終わりの会や一斉下校の日には具体的な例を出しながら話をし、安全な登下校について指導をしているところです。不審者対応の訓練も各学校で実施しております。警察を初め、外部の方の協力を得て実施している学校がほとんどです。「いかのおすし」の合い言葉の確認など、具体的でわかりやすい指導をしていただいております。また、不審者の情報共有にも努めており、教育委員会から学校への連絡はもちろん、学校や警察からの情報も共有しております。ここでも関係機関の連携を図りながら児童生徒の安全のために力を注いでおります。

最近では不審者情報に加え、熊情報についても各学校へ送っております。情報をできるだけ早く学校へ提供できるよう、市役所の中でも横の連携を大切にしております。小・

中学校はもちろん幼保施設、高等学校2校へも情報を送っております。不審者情報や熊情報については児童生徒への指導はもちろんメール配信システムを活用し、保護者や家庭への連絡も行っております。より確かな情報をできるだけ早く伝えるために、市内全ての学校においてメールシステムを活用しての連絡が行われております。見守り隊の方にも登録いただき、情報を送信している学校もございます。

今後も児童生徒の安全・安心のために関係機関と協力、連携しながら、通学路の安全対策を充実させてまいりたいと考えております。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございます。

二、三質問させていただきたいと思います。まず、市長のほうには全て回答をお願いしておりますけれども、もしほかの担当部局にご指名などさせていただければそれで結構でございますので、よろしく願い申し上げます。

まず初めに、生活困窮者自立支援制度でございます。市長からは大変事細かに今の対応状況なども発表していただいたということで、本当に感謝するところでございます。若干私わからないところがございますので、質問させていただきたいと思います。

これ長井市の地域福祉計画ということで、ちょうど37ページにあるんですけれども、ちょうどこれに生活困窮者自立支援法というのがありまして、生活保護のことが若干書いてあるんですね。「本市においては平成22年度以降は若干減少傾向にあります」というようなことになっておるようなんですけれども、この減少に至った、審査っていうのはあると思うんですけれども、どのような審査をされているのかちょっとお聞かせ願いたいんです。というのは、余り厳しい審査なのか、厳しい審査っていうことはないのかもしれないですけども、基準に沿った

審査だと思うんですけれども、不幸な、本当に大変な人が相談に来るわけでございますので、その辺のことをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 私のほうから少しお答えをさせていただいて、福祉あんしん課長のほうに答弁いたさせますが、私も市長に就任する前に市議会議員をさせていただいたときに、やはりいろんな相談を受けたり、実際生活保護を受けることになった方もいらっしゃるんですが、かなり法律上は厳しいです。というのは、例えば失礼な話ですけども、生命保険にいっぱい入ってたりしたら全部それはだめですね。それから車お持ちだったらもうそれだけでちょっといろいろな制約が出ます。あと部屋の中で、今はそんなことないかもしれないけど、当時はエアコンをお持ちの方とか、いろんな制約があります。それはやはり生活に困ってる方の事情はおわかりですが、これ国で税金で支援するわけですから、そういった厳しい基準があるんだと。

それから実際生活保護を受けられる要件にあるような方でも、頑張って自立してできるだけそういう自分の力でやるんだという方もいらっしゃるわけでありまして、したがって、生活保護者の方に対して国の支援が全てでなくて、市の負担もあるんですね。ですから、私ども市町村としてはできるだけ生活保護を受ける方を少なくしたいっていうことはあるんですが、市民が困っているということに対しては、これは法律にのっとってできるだけやはり本人の希望をかなえるという視点で努力してございますんで、その結果、受けていられる方が減ったということは非常に喜ばしいと。その分そういう人たちが頑張って自立して一生懸命働いて、今度は逆に自分の働いた、その税金を納めていただいて、それでみんなでいいまちをつくっていきましょう、そういう意思のあらわれだというふうに思

っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

じゃあ、そういった状況については福祉あんしん課長のほうから答弁いたさせます。

○**渋谷佐輔議長** 佐藤 隆福祉あんしん課長。

○**佐藤 隆福祉あんしん課長** 議員から質問ございました点につきましてお答えをいたします。

まず、保護率が下がってきているというふうなことなんです、やはりこのところずうっと落ちついておまして、この4月から見ても、4月時点では152世帯、198人だったんですが、8月については154世帯、199人というふうな形で落ちつきを見せてるところでございます。

その背景といたしましては、やはり人口がどんどん減少しているというふうなこともあろうかと思えます。それからいろいろな諸制度が充実してきたというふうなところもあろうかと思えますが、そういった社会保障がバックにあるのではないかというふうに推測できるところでもございます。

それから申請に至るときの手順というふうなところでご質問ございましたが、申請があった場合は、まずは他法他施策というふうなことで、まず利用できる施策についてはまずは利用していただく。それから扶養義務者の方から援助受けることができる場合は援助をまずは優先をするというふうなことになりますので、資産としての預貯金、それから遊休資産としてある土地、家屋等については有効に利用していただくというふうなことになります。ただ、生活をしている部分については、それは保有認められますので、認められる部分と活用していただく部分っていうのは、そこは申請をいただいた時点で指導するというふうなことになろうかと思えます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。

市長申されたとおり、そのとおりでございます。

す。ただ、車があるとかうちがあるから生活保護受けられないっていうのは間違いでございますので、ある程度要件はありますけれども、その辺、市民の方、車もあるしだめだなとかっていう、そういうように、もちろんベンツに乗っているとか高級車に乗ってるなんていうなら、もう全然それは話は別でございますので、本当にこれだけ交通機関がない長井市では、ないんじゃないかと、あんまり便利がよくない場所であれば認められるっていうふうなこともあるはずですので、その辺誤解のないようにぜひ説明していただきたいと思えます。

生活保護を受けさせないようにするための支援制度であるっていうことも、まず一番にご理解いただきたいなということでございます。

先ほどいろいろ2つの窓口がある。福祉あんしん課ですか、それとあと社会福祉法人のほうの窓口と2つあるということなんですけれども、そういったところでの情報共有っていうのは、こっちへ行けばいいとか、あっちへ行けとか、そういう何ていうんですかね、たらい回しはないのかっていうこともちょっとお聞きしたいと思えます。

そして基準はどちらも同じなのかっていうこと、それちょっとかなり何ていうんですか、統一されていないんじゃないかっていうことも私言われたことあるんですけども、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思えます。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** これも福祉あんしん課長に答弁いたさせますが、基本的には社会福祉協議会のほうに委託をしている。ただし、市役所の窓口でももちろんお受けしますということで、赤間議員が懸念を示された人によって基準が違うんじゃないかと。多分そこはよっぽど具体的に入らないと、捉え方としてちょっとニュアンス的に市民の方そういうふうを感じる場合があるのかもしれない。基準は一緒だと思いますの

で。なお、そういったところについては担当の職員も十分配慮するように努めておりますが、なお徹底させたいと思います。

じゃあ、詳しいことは福祉あんしん課長から答弁いたさせます。

○**渋谷佐輔議長** 佐藤 隆福祉あんしん課長。

○**佐藤 隆福祉あんしん課長** お答えいたします。

生活困窮者自立支援法に基づく事業につきましては、長井市社会福祉協議会に委託をしておりますので、窓口はそちらということになります。ただし、生活困窮というふうなことで相談をするときは、生活困窮の自立支援事業にのっとるかどうかっていうのは関係ないわけでございますので、一般市民の方にとりましてはどちらで相談をしていただいても構わないということになります。そういった意味で、窓口が1つふえたというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

それから情報の共有というふうなことでございますが、社会福祉協議会、委託先でございますので、そちらと福祉あんしん課のほうで情報の共有というふうなことで、毎月情報のやり取りをしてるところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それからこれもテレビからのお話なんですけれども、無理をされてるっていうんですか、本当に一生懸命頑張っているって見えるんですけども、結局岩手県の奥州市の例などを申しますと、お母さんが介護しなければならなくなったために、息子さんは仕事をやめて介護をすることになったっていうことで、結局仕事を失って、収入はお母さんの国民年金ですか、それをもらって2人で細々と暮らしてたと。もちろん国民年金ですから、月6万円ぐらいだったそうでございます。そしてお母さんは医者に

はかかんなきやいけない、薬代はかかるということで、ご本人、息子さんのほうは医者にもかかれなかったということで、結局2人とも亡くなってしまったっていうようなことがあったわけですけども、そういうふうにやはり外から見ただけでは余りわからない。一生懸命頑張ってるようだ、うちも立派なものがあるようだ。ただ中身がわかんなかったっていうのは、これは本当に誰の責任でもないというように思うんですけども、これはやっぱり何ていうんですかね、誰の責任もないっていうことじゃないわけで、これをいかに見つけ出し把握していくかが地域の皆様、地域とのつながり、民生委員の方をお願いするとか、いろんな面で見っていく必要があると思うんですけども、ぜひそういったことも頭の中に置いていただきたいなというふうに思います。絶対無理なんかしないで、まずは相談に来るということ。本当に相談に来ないと始まらないというふうなことでございますので、その辺の対応もしっかりとお願いしたいと思います。

あともう一つ、先ほど市長から大変いいお話お聞きしたところでございます。生活困窮者の子供たちの学習支援、今後検討していきたいというふうなことでございますので、ぜひこれも国から補助金として、学習塾じゃないんですよ。何ていうんですかね、何か学習支援教室みたいなところをつくって、教員のOBとか学生さんなんかを雇って、そこで子供たちに教えていくという、勉強を教えていくということなんですよ。でございますが、埼玉県内とかあとはこれほどでしたか、高知市ですか、なんかでも先進事例があるようでございます。中学校3年生の方なんかは結局高校への進学を諦めていたのが、そういう学習支援を行うことによってほとんど約90%、97%ぐらいの方が高校へ進学したというような事例もあります。そしてこれには国庫の補助として2分の1がなるというふうなことでござ

いますので、ぜひ長井市でも検討していただければと思います。市長、もう一度、前向きな回答を先ほどいただいたわけですが、今後も、今後に向けて決意を持ってお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 決意を申し上げます。確かに市内も塾、私立の塾っていうのは多数あるわけですが、なかなか生活に厳しいご家庭ではそういった十分な私的な塾などに通わせることは難しいという実態があると思います。まず、そういう生活困窮者のための、そういったご家庭のお子様の学習の支援ということもあるんですけど、もう一つはこのたびの地方創生の総合戦略の中に、私ども教育、子育てにとにかく特化したまちにしようということで、特に教育については英会話とあと理系の、いろんなICTを使った教育の充実を図っていこう。

同時にちょっとこれ誤解を招いたんですが、日本版CCRC、都会の50代後半ぐらいから60代ぐらいの方で地方に将来的に医療、介護等々が厳しいという都会じゃなくて、地方に移住したいという方もいらっしゃいますんで、そういった方々に特に外国語に堪能な方、外国で仕事をなさった方とか、あるいは教育関係で塾とかのそういったことが得意な方とか、多数いらっしゃると思いますんで、そういった方々を積極的に招致したいっていいですか。その能力をぜひ地元の方々に、これは私どもとしては有償ボランティアみたいな形でお願いしたいとは思っているんですが、そういった方々に長井の子供たちの学力向上を手伝ってもらおうというような考え方をしております、ぜひこれを進めたいと思っています。

それとは別に赤間議員おっしゃる民間の塾を圧迫するようなことではちょっと支障が出るかもしれませんので、対象のお子さんっていうのはどういうふうに絞るかっていうところは難し

いのですが、国の補助もあるということですので、ぜひ担当課と検討しながら前向きにできるだけ早く実現するべく努力したいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

本当に長井市は子育てに特化したというような市長のご答弁でございます。私はかねてから子育ては全員で、社会全体でやっていくべきだというふうに申し上げております。その一環として何度も給食費の無償化なんていうのも申し上げておるんですけども、ぜひ今後その一助にでもしていただければなというふうに思うところでございます。

次、女性活躍推進法について若干ちょっとお尋ねしたいと思います。

いろいろ女性と男女雇用均等法とかという、そういう絡みもあって、本当に前へ前へと進んでいくことは歓迎したいんですけども、法律ができたけども、長井市はだめだというようなことではないと思うんですけども、やっぱりこれはある程度数値目標をしっかりと持って行かないとだめなわけですから、ぜひその数値目標に沿ったチェックする機関つうのも必要だと思うんです。

先ほど市長おっしゃられた別に何か委員会があるかっていうことなんですけれども、私としては女性活躍推進委員会っていうようなものの設置なんかもよろしいんじゃないかなというふうに思うわけです。ぜひそういうところでチェックをしていくということで、2020年まで約30%ぐらいの方を女性の幹部職員にしていくっていうような、これは国の目標でございますが、市ではそんなに、そこまでの年齢の方がいらっしゃらないってことでございますけれども、そういう事情はあるにしてもぜひ5年後には30%まではいかななくても10%、20%はそういう

立場の方がいらっしゃるというようなことを思っ
ていきたいなというふうに思います。ぜひ市
長のほうには強いリーダーシップを持って、女
性の推進委員会というのを立ち上げていただ
ければなというふうに思うところでございま
すか。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 委員会的なものをぜひ検討し
たらというご提言でございまして、確かに
安倍総理もウーマノミクスとか、あとは吉村
知事も女性の活躍する山形ということで一生懸
命いろんな施策を推進しています。県の中
ですばらしいなと思ったのは、長井市内の企業が多
いんですが、企業で女性を応援するというふう
なことで宣言していたり、あと女性に対しての
何ていうんでしょうか、いろんな制度を充実さ
せている企業についてはちゃんと認定制度みた
いなものを設けてるんですね。その制度を私ど
もの一つの指標として、現在は全部で13社かな、
13社なんですけど、例えば5年後20社を目指す
とか、それは私ども民間の企業の事業者の方々
というのはいろんな形態がありますので、これ
は一概に言えないと。ただし、女性に対して理
解度といいますか、とにかく女性と一緒にな
って会社を守り立てていこうという企業がふ
えるようなことで、私どもとしても報償制度
っていうわけじゃないですけども、そういった
認定の制度なども設けながら進めていきたい
と。そういったことを選定する市単独の認定
制度、そういった委員会などを設ければいい
のではないかなというふうに思っておりますし、
特に例えばあかしあ産業団地のほうでは、も
うこれは10年ぐらい前になるんですが、女
性の方々が働いている企業多いわけですよ
ね。そうすると、じゃあ、保育施設を団地
内で作りたいということで相談に来られたり、
それが致芳児童センターの指定管理者につ
ながって、もう今2歳児

から預かってるわけですけども、そういった
女性が働きやすい環境をつくる、そういった
ことにつながってますので、私どもとして
もさまざまな努力をすべく、そういったど
ういった委員会がいいのかですが、担当課
が地域づくり推進課になるかと思いま
すけれども、相談しながらぜひ前向きに
検討したいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。
ぜひそのようによろしく願い申し上げます。

民間を引いてというか、手本になるのは
こういう公共団体でございまして、ぜひ
民間に先駆けて実施していただければな
というふうに思います。よろしくお願
い申し上げます。

それでは、最後になりますが、通学路
のことです。若干私個人的に申し上げたい
のは、横断歩道の件に関してでございま
すが、何か対応が大分遅いんじゃないか
と。2カ月前に言ったことがやっと今
ごろだと。普通市民感情からいけば冬
雪が降って消えますよね。そして春に
横断歩道を引くのが普通だったら常識
なんですよね。それが間もなくあと2
カ月もするとまた雪が降って消えるん
じゃねえかというふうな、これは誰が、
小学生でもわかることだと思うん
ですけども、ということでございま
すね。ぜひ対応を早くしていただ
きたいなというふうに思うこと
でございまして。

横断歩道っていうのは新設は別として、
今ある場所を、言われたところをま
ず、とにかくまず言われたところを直
してもらいたいということでございま
す。警察でするんだからとかってい
うことじゃなくて、恐らくまちのペン
キ屋さんなんかにも発注すれば、市
内の業者の方も仕事できていいん
じゃないかと思っております。新設
じゃなくて今ある場所の上塗りって
いうような意味で申し上げてるん
ですけども、そういうことをぜひ
検討していただければなと。これは
警察のほうにぜひお伝えしたいな
というふうに

思っているところでございます。

あと学校の交通安全プログラムを作成されているってことは大変結構なことで、これどういうものなのか後で何か文書でも、資料でもいただければなというふうに思いますので、教育長、よろしく願い申し上げます。

本当に限られた時間でなかなか、まだまだちょっとお話ししたいことがあるんですけども、次回に譲るということで、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

梅津善之議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位12番、議席番号9番、梅津善之議員。

(9番梅津善之議員登壇)

○**9番 梅津善之議員** おはようございます。

いつになく気温が低い9月を迎えております。農作物を栽培している私にとっても、農作物に影響のないよう、秋の収穫に影響のないよう望む1人でございます。自然の恵みで生育している農産物の生命力の強さとはかなさ、そして農産物に感謝しながら、一般質問を行いたいと思っております。

まず、大きな1番目の質問でございます。フラワー長井線、山形鉄道についてです。

大正2年、当時の国鉄が長井線の赤湯―梨郷間が開通され、翌年、長井間、そして10年後の大正12年に赤湯―荒砥間が開通したと書かれております。総延長は30.6キロメートル、当時、国鉄長井線は地域の公共交通として沿線の地域住民にとって待ち望んだ開通だと思っております。その後、昭和45年、1970年当時の国鉄ローカル線廃止が検討され、1980年、昭和55年には国鉄再建法が成立し、全国の赤字路線、1次、

2次廃止路線対象73路線が発表されました。その中には長井線は含まれておりませんでした。1985年の昭和60年、国鉄自主再建計画として1月の10日に東北地方でただ1路線、長井線が61年度中に廃止するという方針が示されました。

当時は沿線2市2町はもとより、山形県も含めて長井線を守る連絡協議会が結成され、地域住民、農協、PTAや婦人会、青年団、各政党、地域の事業所や組合一堂に集まり、長井線を守ることの大切さや地域の発展、振興、開発に長井線は公共交通として欠かせないものだと、2市2町はもとより山形県民を挙げて運動を展開されたとなされております。

しかし、1986年、昭和61年、長井線の廃止の危機に直面したとき、採算面は厳しいが、高校生の多くの利用があったことから、沿線住民の強い要望によって1989年、昭和63年10月に第三セクターとして山形鉄道フラワー長井線として運行をスタートしております。

しかし、自動車の普及や道路網の整備、少子化による通勤、通学の利用者の減少などにより、6億円の基金も赤字の補填によりもはや枯渇寸前でございます。山形鉄道として人件費の削減や経営改善により人員の削減、そして最少の人員で最大のサービスを提供できる努力や公募社長による旅行会社とのタイアップにより、利用者の増の取り組みやイベント列車として読み聞かせ列車や七夕列車、サンタ列車や綱引き列車、冬の道草、地元の楽しみを探せ、餅つき列車や最近ではプロレス列車など、多彩なイベントなどを通して努力してまいりました。

さらに、オリジナル商品の開発、ネクタイピンやタオル、マップ、カレンダーの販売などが発売されております。その中にはフラワー長井線沿線の77店の紹介があり、これは先週の土曜日、山形新聞に載っておりましたが、フラワー長井線沿線の77店舗のお店の紹介のあった本が発売されております。